

令和5年4月変更

令和5年6月変更

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画

## 美郷町役場地球温暖化対策実行計画（第3期）

令和2年4月

秋田県 美郷町

# 目 次

第1章 基本的事項	
1. 計画の目的	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象とする温室効果ガス	1
4. 対象範囲	2
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	2
2. 要因別・施設別排出状況	3
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取り組み	
1. 施設設備の改善等	4
2. 財やサービスの購入及び使用	5
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	6
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	8
<b>資料</b>	
1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋	7
2. 対象範囲	8
3. 「エコドライブ」とは	9

# 第1章 基本的事項

## 1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。[資料1](#)参考）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として策定するものである。本町の事務事業の実施に当たり、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

## 2. 基準年度・計画期間

本計画における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準年度を国の地球温暖化対策計画に準じ「平成25年度」とし、計画期間を「令和2年度から令和12年度まで」とする。

## 3. 対象とする温室効果ガス

法で定められた削減対象となる温室効果ガスは下表の6種類だが、本町の事務事業で算出が可能である次の温室効果ガスを本計画の対象とする。

- ① 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- ② メタン (CH<sub>4</sub>)
- ③ 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

温室効果ガス	排出源	算出方法	地球温暖化係数(※)
二酸化炭素	電気及び燃料の使用	電気及び燃料使用量	1
メタン	ガソリンの燃焼、下水・浄化槽処理	公用車走行量、下水使用量、浄化槽等使用人数	21
一酸化二窒素			310
ハイドロフルオロカーボン類	カーエアコン	公用車使用台数	1,300
パーフルオロカーボン類			6,500~9,200
六フッ化硫黄			23,900

※地球温暖化係数

二酸化炭素を1とした場合の指標で、各温室効果ガスの排出量に係数を乗じて合算し、温室効果ガス総排出量を求める。

#### 4. 対象範囲

本町が行う事務事業のうち、職員又は会計年度任用職員が常駐する施設及び常用する公用車（庁用車両）を基準の対象（資料2参考）とする。指定管理者制度による外部委託で管理している施設については対象外とするが、受託者に対して可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

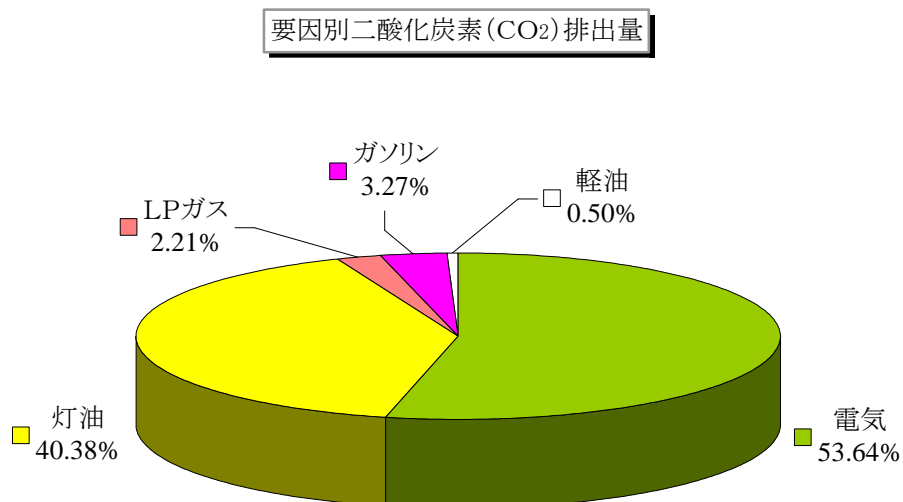
### 1. 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度において温室効果ガスに関連する活動の種類毎に使用量を調査し、政令で定められた排出係数で算出した排出量に地球温暖化係数を乗じて算出し、基準年度の温室効果ガス排出量を次のとおりとする。

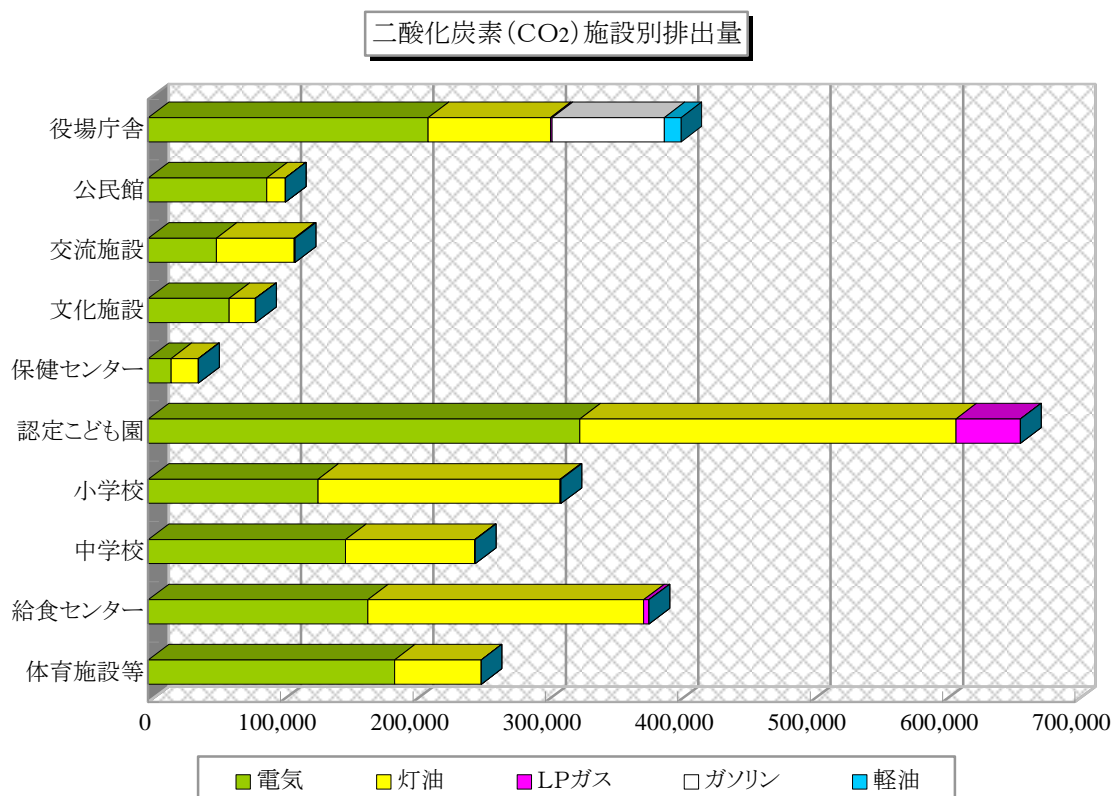
温室効果ガスの種類	要因	排出量	温室効果ガス排出量	構成比
二酸化炭素	電気	1,386,206.81kg-CO <sub>2</sub>	2,584.25t-CO <sub>2</sub>	98.73%
	燃料	1,198,043.08kg-CO <sub>2</sub>		
	灯油	1,043,648.40kg-CO <sub>2</sub>		
	LPガス	57,012.43kg-CO <sub>2</sub>		
	ガソリン	84,570.45kg-CO <sub>2</sub>		
	軽油	12,811.80kg-CO <sub>2</sub>		
メタン	燃料	4.71kg-CH <sub>4</sub>	17.99 t-CO <sub>2</sub>	0.69%
	ガソリン	4.31kg-CH <sub>4</sub>		
	軽油	0.40kg-CH <sub>4</sub>		
	浄化槽等	852.04kg-CH <sub>4</sub>		
一酸化二窒素	燃料	12.46kg-N <sub>2</sub> O	14.43 t-CO <sub>2</sub>	0.55%
	ガソリン	11.71kg-N <sub>2</sub> O		
	軽油	0.75kg-N <sub>2</sub> O		
	浄化槽等	34.08kg-N <sub>2</sub> O		
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	0.66kg-HFC	1.00 t-CO <sub>2</sub>	0.04%
温室効果ガス総排出量			2617.57 t-CO <sub>2</sub>	

## 2. 要因別・施設別排出状況

前記調査により、二酸化炭素が温室効果ガス総排出量をほぼ占めていることがわかる。二酸化炭素を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が全体の半分以上を占め、次いで灯油の使用が約4割、LPガス・ガソリン・軽油の使用が合わせて1割弱となっている。



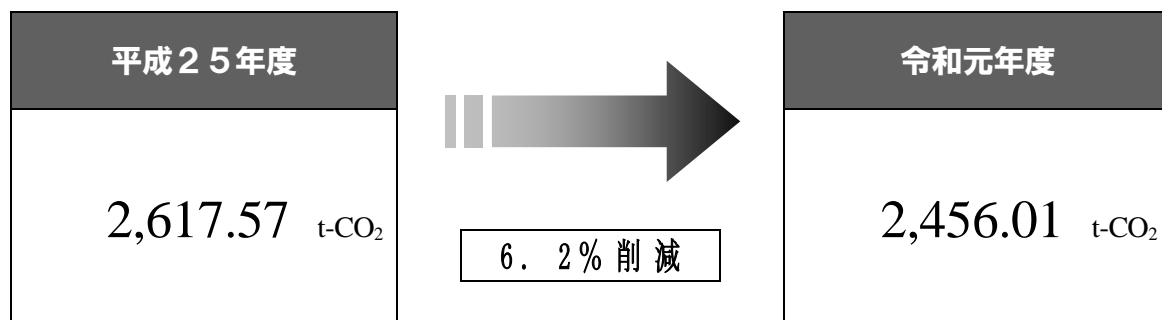
施設別に二酸化炭素の排出量を見ると、認定こども園(3施設)が659t-CO<sub>2</sub>で最も多く、排出量全体の25%を占めている。次いで役場庁舎が403t-CO<sub>2</sub>、給食センター(2施設)が378t-CO<sub>2</sub>、となっている。



### 3. 第2期実行計画の達成状況と第3期実行計画の削減目標

#### (1) 第2期実行計画の達成状況

第2期実行計画（削減目標：5%、基準年度：平成25年度、計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間）の達成状況は、令和元年度で6.2%の減となった。



※第2期実行計画削減目標 2,486.69 t-CO<sub>2</sub>

#### 【達成状況の要因】

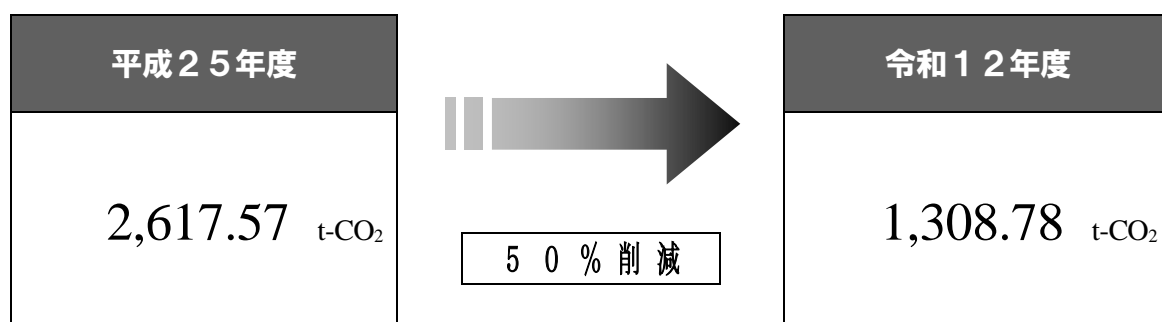
第2期実行計画の最終年度において、削減目標を達成したが、これは令和元年度の暖冬による灯油使用量の大幅な減によるものであり、平成30年度時点では施設利用者の増、空調設備の新設等により、4.2%の増となっている。そのため、来年度以降例年並の水準となる可能性が高い。

一方、公用車燃料においては、ハイブリッド車の導入等の取り組みによる燃費の向上により、同35.1%（年平均7.0%）削減という成果を得ているところである。

#### (2) 第3期実行計画の削減目標

新たな計画では、国の地球温暖化対策計画に準じ、削減目標を50%に設定する。

ただし、今後計画の実施状況を踏まえ、継続的に温室効果ガス排出量を調査し必要に応じて見直しを行うものとする。



## 第3章 具体的な取り組み

すべての職員が温室効果ガス排出抑制の取り組みを実施するため、あらゆる事務事業の場面における新たな取り組みやこれまでの地球温暖化対策に資する取り組みを以下に掲げ、目標達成のために一層強化する。

### 1. 施設設備の改善等

再編計画については、環境に配慮した工事を実施するとともに環境負荷の低減に配慮した整備を進めるなど適正な管理に努め、また、町施設及び周辺地域の一体的なエコ照明化や緑化推進による住民への地球温暖化防止の啓発も兼ねながら次の取り組みを実施する。

- 施設の新改築時の工事における環境負荷の低減に配慮した施設の整備
- 蛍光灯設置箇所の必要性、妥当性を検討する
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入
- 建物のブラインド・カーテンを管理し、朝の冷房負荷を軽減する
- 外気冷房の推進
- 公共施設及び周辺地域の一体的なLED化
- 公共施設及び周辺地域の緑化推進

### 2. 財やサービスの購入及び使用

地方公共団体は地域社会において大量に資源やエネルギーを消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出する事業者・消費者であることから、職員が自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に取り組む意識を向上させるとともにこれらの財やサービスの購入・使用にあたり次の取り組みを実施する。また、本町が排出する温室効果ガスの大部分が電気の使用によるため、省電力に重点を置くものとする。

#### 1) 財やサービスの購入における取り組み

- 公用車の更新時における小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、電動車の導入
- 適正な公用車の配置や買換え
- エネルギー消費効率の高い省電力機器の導入（LED蛍光灯など）
- 再生紙やエコマーク、グリーンマーク等対象製品の購入
- 詰替やリサイクル、長期使用可能な製品の購入
- 再生トナーカートリッジの使用及び空カートリッジのリサイクル

## 2) 財やサービスの使用における取り組み

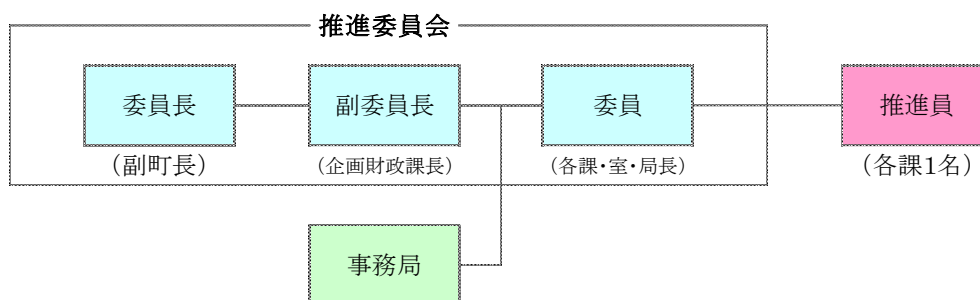
- 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯
- O A 機器等の電源をこまめに切るよう努める
- 自動販売機、エレベーターなどの夜間・休日停止による待機消費電力の抑制
- ワークライフバランスデーの厳守による照明点灯時間の抑制
- 空調設備の適切な温度管理
- 用紙の両面印刷や裏面使用の徹底による使用量の削減
- 庁内LANの積極的な利用によるペーパーレス化の推進
- 使用済み封筒の再利用
- クールビズ、ウォームビズの徹底
- 日常的な節水の心がけ
- 「エコドライブ(資料3参考)」の心がけ
- 同一方面への出張には相乗りするなど公用車使用の効率化に努める



## 第4章 推進・点検体制

### 1. 推進体制

「美郷町役場地球温暖化対策実行計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、計画の着実な推進と進行管理を行う。なお、委員会の組織については下図のとおりとし、詳細については今後定める「美郷町役場地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱」によるものとする。



#### ■推進委員会

- 計画の進捗状況の確認及び見直しを行い、計画の総合的な推進を図る。

#### ■推進員

- 所管施設及び公用車の温室効果ガス算定に用いるエネルギー使用量等を調査し、計画の推進及び進捗状況を把握する。
- 地球温暖化対策に資する取り組みを職員に周知し実施する。

#### ■事務局

- 計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

### 2. 点検体制

事務局は推進員を通じて進捗状況の把握を行い、推進委員会において点検評価を行う。

### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、法第20条の3第10項に基づく公表に努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

**第二十条の三** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

**2** 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

**3** 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

**4** 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

**5** 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

**6** 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**7** 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

**8** 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**9** 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

**10** 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

**11** 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

**12** 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

## ◆基準施設一覧

施設区分	施設名
①役場庁舎	
②公民館	
③交流施設	美郷町北ふれあい館、中央ふれあい館、南ふれあい館
④文化施設	学友館、坂本東嶽邸
⑤保健センター	
⑥認定こども園	美郷町立千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこやか園
⑦小学校	美郷町立千畑小学校、六郷小学校、仙南小学校
⑧中学校	美郷町立美郷中学校
⑨給食センター	美郷町北学校給食センター、南学校給食センター
⑩体育施設等	美郷町総合体育館（リリオス）、美郷町北体育館
	美郷町中央体育館、美郷町南体育館、美郷町北運動公園
	プールパークみさと、美郷町野球場、美郷町武道館

## ◆基準公用車一覧

車名	種別	用途	用途	燃料種類
ホンダ N-ONE	秋田 に	580-1252	乗用	ガソリン
スバル XV	秋田 ゆ	300-4414	乗用	ガソリン
ホンダ インサイト	秋田 せ	501-117	乗用	ガソリン
ホンダ インサイト	秋田 せ	501-118	乗用	ガソリン
ホンダ インサイト	秋田 せ	501-119	乗用	ガソリン
トヨタ ヴィッツ	秋田 ま	501-4890	乗用	ガソリン
トヨタ ヴェルファイア	秋田 み	300-5421	乗用	ガソリン
トヨタ エスティマ	秋田 の	300-2762	乗用	ガソリン
トヨタ エスティマ	秋田 の	300-6641	乗用	ガソリン
イズズ エルフ	秋田 た	400-7692	貨物	軽油
スズキ キャリー	秋田 せ	480-7293	乗用	ガソリン
スズキ キャリー	秋田 た	480-6083	貨物	ガソリン
ニッサン クリッパー	秋田 あ	800-1764	貨物	ガソリン
トヨタ サイ	秋田 ひ	300-9938	乗用	ガソリン
トヨタ サクシード	秋田 せ	501-6228	乗用	ガソリン
トヨタ サクシード	秋田 せ	501-6229	乗用	ガソリン
トヨタ サクシード	秋田 せ	501-6799	乗用	ガソリン
スズキ ソリオ	秋田 さ	501-4480	乗用	ガソリン
スズキ ソリオ	秋田 と	500-2828	乗用	ガソリン
スズキ ソリオ	秋田 と	500-2829	乗用	ガソリン

スズキ ソリオ	秋田 の	501-6211	乗用	ガソリン
トヨタ タウンエース	秋田 ち	400-5804	貨物	ガソリン
ニッサン デイズ	秋田 せ	580-5166	貨物	ガソリン
ニッサン ノート	秋田 め	501-9380	乗用	ガソリン
ニッサン ノート	秋田 め	501-9381	乗用	ガソリン
ニッサン ノート	秋田 の	501-8151	乗用	ガソリン
ニッサン ノート e-POWER	秋田 ふ	501-7531	乗用	ガソリン
ダイハツ ハイゼット	秋田 あ	480-3011	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼット	秋田 く	480-2222	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼット	秋田 こ	480-253	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼット	秋田 せ	480-4570	乗用	ガソリン
ダイハツ ハイゼット	秋田 さ	480-3228	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼットカーゴ	秋田 た	480-8710	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼットカーゴ	秋田 た	480-2374	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼットカーゴ	秋田 ち	480-2873	貨物	ガソリン
ダイハツ ハイゼットカーゴ	秋田 す	480-5564	貨物	ガソリン
ミツビシ パジエロ	秋田 さ	800-9504	乗用	ガソリン
トヨタ プリウス	秋田 は	300-1921	乗用	ガソリン
トヨタ プリウス	秋田 み	300-7279	乗用	ガソリン
トヨタ プリウス	秋田 や	300-651	乗用	ガソリン
トヨタ プロボックス	秋田 ち	400-1014	貨物	ガソリン
トヨタ プロボックス	秋田 な	501-9732	乗用	ガソリン
トヨタ プロボックス	秋田 と	501-711	乗用	ガソリン
ニッサン マーチ	秋田 て	500-665	乗用	ガソリン
ダイハツ ムーヴ	秋田 も	580-5336	乗用	ガソリン
ダイハツ ムーヴ	秋田 も	580-5335	乗用	ガソリン
ダイハツ ムーヴ	秋田 も	580-5337	乗用	ガソリン
ダイハツ ムーブ	秋田 つ	50-99	乗用	ガソリン
ニッサン モコ	秋田 あ	580-1071	乗用	ガソリン
ホンダ ライフ	秋田 ち	580-6435	乗用	ガソリン
ホンダ ライフ	秋田 そ	580-3393	乗用	ガソリン
トヨタ ランドクルーザー	秋田 す	88-7139	特殊	軽油
ダイハツ ワゴンR	秋田 て	50-7935	乗用	ガソリン

## エコドライブとは？

地球温暖化対策の中で一番大きな課題なのがCO<sub>2</sub>の排出量削減。このCO<sub>2</sub>の排出量を減らすには化石燃料の消費を減らす必要があります。運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は全体の21%。その中でも自家用車からの排出量が約半分を占めており、自家用車から排出されるCO<sub>2</sub>を削減することが急務なのです。警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなる「エコドライブ普及連絡会」では、エコドライブのポイントとして、以下の10項目を挙げています。クルマの運転は個人差もあり、車種による違いもあるが自分に合った方法を探しながら、10のポイントを踏まえた「エコドライブ」を実行してみましょう。

### 1. ふんわりアクセル「eスタート」

#### 「やさしい発進を心がけましょう」

普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の5秒で時速20キロが目安)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。



### 2. 加減速の少ない運転

#### 「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう」

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。



### 3. 早めのアクセルオフ

#### 「エンジンプレーキを積極的に使いましょう」

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンプレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジンプレーキを活用しましょう。



### 4. エアコンの使用を控えめに

#### 「車内を冷やし過ぎないようにしましょう」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。



## 5. アイドリングストップ

### 「無用なアイドリングをやめましょう」

10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。



## 6. 暖機運転は適切に

### 「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。



## 7. 道路交通情報の活用

### 「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう」

1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。



## 8. タイヤの空気圧をこまめにチェック

### 「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう」

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。



## 9. 不要な荷物は積まずに走行

### 「不要な荷物を積まないようにしましょう」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。



## 10. 駐車場所に注意

### 「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう」

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

